

公益財団法人日本スポーツ協会指導者資格

復活・再登録事業

担当：積山・橋爪

2018年度も多くの方が「資格保留」・「資格停止」となっております。  
継続して資格を保有したいと考えている指導者がこのような状態になりませんよう、  
皆様のご協力をお願い申し上げます。

**公益財団法人 日本スポーツ協会（JSPO） 公認スポーツ指導者登録規程(抜粋)**

第4条 登録の有効期限は4年間とし、4年ごとに更新する。

2. 前項の更新にあたっては、資格有効期限が切れる6か月前までに本会又は当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。
3. 有効期限内に、更新を行わない場合には、公認スポーツ指導者資格を失う。ただし、本会が特に認めた場合は、期間を過ぎても登録することができる。

**JSPO 登録規程 細則(抜粋)**

第8条（資格の保留・停止）

本細則第4条※に定められた期間内に登録手続きを行わなかった場合、「資格保留」となる。

2. 資格保留期間は有効期限後1年間とし、この間に更新要件を満たした場合、再度登録手続きを行うことができる※※。
3. 保留後1年間経過した場合、「資格停止」となり、指導者資格は失効し登録手続きを行うことはできない。

※第4条（手続き期間と認定日）

資格登録に係る手続きは、登録認定日以前に完了していなければならない。

2. 登録認定日は、原則として、毎年10月1日付もしくは4月1日付とする。
3. ただし、一部資格については、手続きの都合上、10月1日付のみとする。

※※資格保留後6ヶ月以内の義務研修受講が条件です。以降は「資格停止」となります。

第9条（資格の再登録）

「資格停止」となった者が再度資格登録を希望する場合、別途定める基準を満たす時には当該資格の再登録申請を行うことができる。

2018年度から、原則として資格保留から2期（8年）を超えるものに対して、公益財団法人日本バレーボール協会（JVA）指導普及委員会として、復活・再登録の作業を行わない。

**※有効期限をお確かめの上、申請くださいますようお願い申し上げます。**

## 再登録申請手続きについて（都道府県指導普及委員長用）

JVA では、JSPO に年間 2 回、再登録の申請をいたします。

前期： 4 月 3 0 日まで

後期： 1 0 月 3 1 日まで

**これらの日程を超えた場合、「資格停止」期間が半年延びることになります。**

①申請者→都道府県指導普及委員長(相談)

②都道府県指導普及委員長→申請者(必要書類の送付) **2016 年度から印が必要です。**

JSPO 公認スポーツ指導者資格復活・再登録申請書兼申請要件調査書を送付

(JVA 指導普及委員会 HP 書類を掲載)

\* 6. 申請区分について 未手続きによる再登録→まだ 1 度も登録していない方

有効期限切れによる再登録→登録したが資格停止となった方

(申請書の作成・送付)

③申請者→都道府県指導普及委員長 **研修受講済み・有効期限等確認** →JVA 事務局

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-30-8 ダヴィンチ千駄ヶ谷

公益財団法人日本バレーボール協会 指導普及委員会

(復活・再登録申請書在中：朱書き)

(復活・再登録経費振り込み・振込通知書を FAX)

④申請者→JVA 口座に審査料 3000 円（現在）を振り込む。

口座情報：みずほ銀行 渋谷中央支店

普通 1474606

公益財団法人日本バレーボール協会

(コエキサ イノホジノホバ レボ ールキョウカイ)

\* 2019 年度から変更

⑤申請者 振込通知書を F A X ・ 郵送、メール→JVA 事務局 [coach-jspo@jva.or.jp](mailto:coach-jspo@jva.or.jp)

⑥JVA 事務局 振り込み確認→審査

⑦JVA→JSPO に再登録申請

(審査)

⑧審査結果の通知（再登録の可否）JSPO→ JVA

JVA 指導普及委員会→都道府県指導普及委員長

JSPO→申請者（再登録可の方）に手続き案内及び書類

⑨申請者（復活・再登録可の方）→JSPO 指示に沿って、速やかに手続きを完了する。

申請者（復活・再登録不可の方）→別途、指導普及委員会担当者と相談の上、対応を決定する。